

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

業 種

所在地

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

代表者氏名

経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額(54)の金額	8	前事業年度の法人税割額(53)の金額	1
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		予定申告税額(1)×6前事業年度の月数	2
所得割額(55)×6前事業年度の月数	9	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3
付加価値割額(56)×6前事業年度の月数	10	この申告により納付すべき法人税割額(2)-(3)	4
資本割額(57)×6前事業年度の月数	11	均等割額	5
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		この申告により納付すべき道府県民税額(4)+(6)	7
収入割額(58)×6前事業年度の月数	12	この申告の期間	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		前事業年度の期間	
所得割額(59)×6前事業年度の月数	13	通算親法人の事業年度の期間	
付加価値割額(60)×6前事業年度の月数	14		
資本割額(61)×6前事業年度の月数	15		
収入割額(62)×6前事業年度の月数	16		
前事業年度の特別法人事業税額(69)の金額	17		
特別法人事業税額(17)×6前事業年度の月数	18		
予定申告税額(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(18)	19		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	20		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額(19)-(20)	21		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	22		

備考

関与税理士署名

(電話)

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草紙) (第三条・第五条・第十条の二関係) (別紙二十二)

(事業税)

(特別法人事業税)

事業年度				・ ・ ・ ・		法人名													
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細									
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額				(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23		兆 十億 百万 千 円 ()					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																			
所得割	所得金額総額	24	兆 十億 百万 千 円					兆 十億 百万 千 円			法人税割額	24							
	所得金額	25									道府県民税の特定 寄附金税額控除額	25							
付加価値割	付加価値額総額	26									税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	26							
	付 加 価 値 額	27									外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額	27							
資本割	資本金等の額総額	28									外国の法人税等 の 額 の 控 除 額	28							
	資本金等の額	29									仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額	29							
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																			
収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円								納付すべき法人税割額 ②-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	31							
	収 入 金 額	41									⑪のうち特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	32							
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																			
所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円								差 引 法 人 税 割 額 ③①-②⑤-③②	33							
	所得金額	43																	
付加価値割	付加価値額総額	44																	
	付 加 価 値 額	45																	
資本割	資本金等の額総額	46																	
	資本金等の額	47																	
収入割	収入金額総額	48																	
	収 入 金 額	49																	
合計事業税額 ③⑤+③⑦+③⑨+④①+④③+④⑤+④⑦+④⑨				50															
事業税の特定寄附金税額控除額				51															
仮装経理に基づく事業税額の控除額				52															
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53															
納付すべき事業税額 ⑤①-⑤②-⑤③				54															
⑤④の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																		
	所得割	55	兆 十億 百万 千 円					付加価値割	56	兆 十億 百万 千 円									
	資本割	57						収入割	58										
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																		
	所得割	59	兆 十億 百万 千 円					付加価値割	60	兆 十億 百万 千 円									
	資本割	61						収入割	62										
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額													
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		63		兆 十億 百万 千 円		0 0													
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		64				0 0													
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		65				0 0													
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (63+64+65)				66															
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67															
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68															
納付すべき特別法人事業税額 66-67-68				69															

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)